

一般財団法人 臨床試験支援財団 主催・共催・協賛・後援等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団（以下、「本財団」という）が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取扱に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)「主催」とは、催しの開催の主体（主催団体）となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。主催団体とは、催しの企画から運営まで全ての責任を有し、その催しの開催により剰余金が生じた場合には、以後の主催における準備金のための原資として利用し、反対に、支出超過により不足額が生じた場合にはこれを充当する責任を有している団体をいう。

(2)「共催」とは、複数の団体が催しの主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催することをいう。共催団体とは、共催金を拠出するとともに、プログラム委員会における企画内容についての協議に参加する団体をいう。

(3)「協賛」とは、その催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。協賛金等の費用負担を伴い、後援に比べてその催しへの関与の度合いの程度が大きい場合をいう。

(4)「後援」とは、その催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

(基準)

第3条 本財団が催しを主催、共催または協賛する場合には、本財団定款第3条（目的）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2. その他の団体等が主催する催しに関する後援等に関しては、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認することができる場合

- a) 公益性が認められること
- b) 本財団の目的に照らし、必要と認められること

(2) 承認できない場合

- a) 営利を目的とし、特定団体等少数者の利益のみを目的とすると認められること
- b) 本財団の目的に照らし、適当でないと認められること

(手続き)

第 4 条 本財団が催しを主催、共催または協賛する場合には、理事会で決定するものとする。

2. 第三者主催の催し等に関して本財団が後援の依頼を受けた場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した依頼文書の提出を本財団宛に受け、理事長が第 3 条の基準に則り承認の可否を判断する。事務局は、原則としてその催し等の開催前に理事会にその結果を報告するものとする。

3. 事務局は、理事長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知するものとする。

(規程の変更)

第 5 条 本規程は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

本規程は 2012 年 11 月 8 日よりこれを施行する。

原案作成日：2012 年 10 月 11 日

修正日：2012 年 10 月 31 日